

大枝東自治会会則

(名称)

第1条 本会は、大枝東自治会（以下「本会」という）と称し、事務所を会長宅に置く。

(会員及び組織)

第2条 本会は、大枝東自治会の地域に居住する世帯で、本会に入会した会員をもって組織する。

- 2 本会の円滑な運営を図るため、本会の地域を1区、2区、3区に区分し、さらに活動単位として各区は適当数の班で編成する。

(目的)

第3条 本会は、会員相互の親睦を図り併せて会員が協力して安全かつ健康で快適な日常生活ができる、より良い環境をつくることを目的とする。

(活動)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次の活動を行う。

- (1) 会員相互の親睦を図るための各種活動。
- (2) 春日部市（以下「市」という。）その他公共団体から依頼された活動。
- (3) 安全で快適な住みよい環境を作るための各種活動。
- (4) 近隣自治会との友好活動。
- (5) 集会所の維持、管理。
- (6) その他本会の目的を達成するために必要と認められる活動。

(役員)

第5条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長1名、副会長3名以内、会計1名。
- (2) 監事2名。
- (3) 総務企画部長、生活安全部長、環境衛生部長、広報宣伝部長、児童育成部長各1名。
- (4) 区長3名、班長各班1名（区長は当該所属班の班長を兼務する）。
- (5) 班長は何れかの部に所属し代表班長は副部長となる、また自主防災会組織の何れかの班長も兼務する。

(役員の補充)

第6条 役員に欠員を生じた場合は、第10条に規定する役員会の議決を得て補充する。

(役員任期)

第7条 役員任期は、次のとおりとする。

- (1) 会長、副会長、会計、監事、総務企画部長、生活安全部長、環境衛生部長、広報宣伝部長、児童育成部長は2年。
- (2) 区長、班長は1年。
- (3) 前条の役員任期は、前任者の残存期間とする。
- (4) 役員は、必要により再任を妨げない。

(役員を選出)

第8条 会長は選挙で選ぶ。立候補者が1名の場合は、信任投票とし過半数で選出する。立候補者がいない場合は、互選とし総会の承認により決する。

- 2 副会長、会計、監事、総務企画部長、生活安全部長、環境衛生部長、広報宣伝部長、児童育成部長、及び区長は各区で互選した者を、総会の承認により決する。

(役員の仕事)

第9条 役員の仕事は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し会務全般を統括するとともに、市から委託された業務を処理する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があったときは、その代行をするほか、2ないし3の部を統括する。
- (3) 会計は、会費の徴収及び本会の運営に必要な会計全般を所掌する。
- (4) 監事は、本会の運営及び会計の監査をする。
- (5) 区長は、担当する区内の班長との連絡を緊密にして、区内の実態把握に努めるとともに、提言等を会長へ通報するほか、本会が必要と認めた職務（掲示板・住宅図の維持管理）に当たる。また、自主防災会区長として、区内の防災活動の連絡調整に当たるものとする。
- (6) 総務企画部長は、本会の運営に関する総合的な企画実施及び自治会が主催する各種イベントの企画運営を担当する。
- (7) 環境衛生部長は、「クリーンかすかべ推進員幹事」として、市から委嘱された任務を行い、ゴミ収集等の指導及び散布剤の配付や市が実施する下水溝の清掃協力及びふれあい広場の清掃等の指導に当たる。
- (8) 児童育成部長は、児童のための各種活動を企画し実施すると共に児童の健康増進（ラジオ体操等）を図ることにつとめる。児童（小学生・幼児）に対しては地域への思いを育み、それによって子供同士の思いやりの心や社会性の基礎を培えることに寄与する。
- (9) 生活安全部長は、本会に設置する自主防災会の防災部長を兼ね、規約に規定する防災活動に当たるほか、本会内の防犯、防災、防火、防水及び交通安全等に関する意識を高める企画をするとともに、関係公共機関に協力して訓練等の実施をする。防犯パトロールの隊長を兼務する。
- (10) 広報宣伝部長は、市から依頼された広報物等の配布、掲示を行うとともに、本会独自の広報紙（自治会だより）等の作成及び配布をする。
- (11) 各副部長は、部長を補佐して部の任務を行う。
- (12) 班長は、班内会員の融和親睦を図るとともに、班内がよりよい環境となるよう区長を補佐し、必要な提言を区長へ進言する。また、班長は、自治会自主防災会に定めるいずれかの班長を兼務し活動するものとする。

(会議)

第10条 会議は、総会及び役員会とし、会長がこれを召集しその議長となる。

- 2 総会は、毎年1回開催し、事業報告、決算・予算の承認及び役員の変更その他の

提出議案を審議・決定する。ただし、会長が必要と認めたときまたは会員の2分の1以上から請求があったときは、臨時に総会を開催する。

定時総会は代議員(新旧役員)で構成し三分の二以上の出席を以て成立する。議決は過半数の賛同にて決する。

- 3 役員会は、第5条に規定する役員で構成し、毎月1回開催して本会の運営に関する事項を審議する。
- 4 会長は、必要があると認めたときは、関係役員を招集して部門別等の役員会を開催することができる。
- 5 会議の議決は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長が決する。

(顧問)

第11条 本会に、顧問を置くことができる。

顧問は、総会の承認を得て会長が委嘱する。

顧問は、本会の重要事項につき、会長の諮問に応える。

(会費等)

第12条 本会の経費は、会費・寄付金その他の収入をもって賄う。

- 2 会費は、1世帯につき1か月400円とする。
- 3 会費は、上半期(4月～9月)と下半期(10月～翌年3月)の2期に分け、原則として半期ごとに前納する。
- 4 新たに入会した会員の会費は、その翌月分から納入する。
- 5 退会の届けをした会員の会費は、その翌月以降の分を返戻する。

(会計年度)

第13条 本会の会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日に終る。

なを、会計台帳の保存期間は五年間とする。

(資産の管理)

第14条 本会に属する資産及び会費は、会計を責任者として役員会がこれを管理する。

(会則の改廃)

第15条 この会則は、総会の議決を経なければ改廃することはできない。

(その他)

第16条 第4条に規定する活動並びに第8条に規定する役員の仕事に係る細部要領については別に定めるほか、本会則に定めていない事項が生じた場合は、役員会または重要事項については総会に諮って決する。

附 則

1. この会則は、平成 7年4月1日から施行する。
2. 第 1回変更 平成 8年4月1日から施行する。
3. 第 2回変更 平成12年4月1日から施行する。
4. 第 3回変更 平成13年4月1日から施行する。
5. 第 4回変更 平成17年4月1日から施行する。
6. 第 5回変更 平成18年4月1日から施行する。

- 7. 第 6 回変更 平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
- 8. 第 7 回変更 平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
- 9. 第 8 回変更 平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
- 10. 第 9 回変更 平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
- 11. 第 10 回変更 平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

注 第 4 回変更

第 13 条 会計年度 4 月 1 日より 3 月 31 日 → 3 月 1 日より 2 月末日

第 5 回変更

第 5 条 (5) 項 副部長の定員についての変更

第 6 回変更

第 5 条 (3) 項・第 7 条 (2) 項に青年部長の追記

第 8 条 (2) 項 子供会総会長 → 子供会総会長の推薦する者

第 8 条 (3) 項 追記

第 9 条 (13) 項 追記 左記により条数の繰り下げ

第 13 条 会計年度 3 月 1 日より 2 月末日 → 4 月 1 日より 3 月 31 日

暫定措置

平成 19 年度は平成 19 年 3 月 1 日より平成 20 年 3 月 31 日の 13 ヶ月決算とする。

第 7 回変更

第 5 条 (3) 項 青年部長と保健推進部長を統合し企画部長とする、また生活安全部長を安全部長に変更

第 7 条 (1) 項 第 5 条 (3) 条の変更に伴うもの

第 8 条 (2) 項 第 5 条 (3) 条の変更に伴うもの

(3) 項 削除

第 9 条 (8) 項 第 5 条 (3) 条の変更に伴うもの

(9) 項 と健康増進 追記

(10) 項 生活安全部長 → 安全部長

(13) 項 削除

(14) 項 (15) 項 条数の繰り上げ

第 8 回変更

第 5 条 (4) 項 区長の所属班の班長兼務に伴うもの

(5) 項 児童部副部長の任命に伴うもの

(6) 項 条数の繰り下げ

第 8 条 (2) 項 子供会関係の削除に伴うもの

第 9 条 (9) 項 (そら豆体操) の追記

(12) 項 子供会関係の削除に伴うもの

(13) 項 (14) 項 条数の繰り上げ

第 9 回変更

- 第5条 (1) 項 会計削除
- (3) 項 部長職名称変更
- (5) 項 全文削除
- (6) 項 条数の繰り上げ
- 第7条 (1) 項 会計削除、部長職名称変更
- (2) 項 児童部長削除
- 第8条 (2) 項 会計削除、部長職名称変更、児童部長削除
- 第9条 (3) 項 全文削除
- (4) 項 掲示板・住宅図の維持管理の追記
- (5) 項 条数の繰り上げ
- (6) 項 全文改訂
- (7) 項 (8) 部長職名称変更及び条数の繰り上げ
- (9) 項 全文削除し新たに (8) 項で全文改訂
- (10) 項 条数の繰り上げ、部長職名称変更、パトロール追記
- (11) 項 条数の繰り上げ、部長職名称変更、掲示追記
- (12) 項 (13) 条数の繰り上げ

第14条 会計→総務部会計担当第9回変更

第10回変更

- 第5条 (1) 項 会計追記
- (3) 項 組織統合及び部長職名称変更
- (5) 項 副部長職明確化
- 第7条 (1) 項 会計追記、部長職名称変更
- 第8条 (2) 項 会計追記、部長職名称変更
- 第9条 (3) 項 全文追記
- (4) 項 条数の繰り上げ
- (5) 項 条数の繰り上げ
- (6) 項 条数の繰り上げ
- (7) 項 総務部企画部統合による一部内容変更
- (8) 項 条数の繰り上げ
- (9) 項 児童部名称変更と一部内容変更
- (10) 項 条数の繰り上げ
- (11) 項 条数の繰り上げ
- (12) 項 条数の繰り上げ
- (13) 項 条数の繰り上げ

第14条 総務部会計担当から会計に変更

第11回変更

- 第10条 (2) 項 代議員制追記及び明確化
- 第13条 会計台帳の保存期間追記